

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を決定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 損害賠償の額 1, 414, 373円（過失割合 村100%：相手方0%）

2. 相手方

3. 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和8年2月11日 午前9時20分

(2) 発生場所

長野県木曾郡王滝村3159番地4（高原さかえ荘付近 村道第41号線）

(3) 事故の状況

下り坂の左カーブにて除雪作業を行っていた際、除雪車両を視認した相手方車両が手前で停止した。しかし、当時は湿雪の影響で路面が滑りやすく、路肩の排雪によって道路幅も狭くなっていたため、発見が遅れ衝突に至った。この事故により、相手方車両の破損および搭乗者の負傷が発生した。

(4) 特記事項

①損害賠償金は、全額が保険金により支払われる。

②今回の和解範囲は、車両修理費、レンタカー費用、レッカー費用及び事故当日の帰宅に要した交通費に限る。搭乗者が現在加療中であるため、人身傷害にかかる賠償については、治療完了後に改めて対応する。

③当該車両は村の所有物であり、村が加入する任意保険の対象である。また、運転者は村から除雪作業を受託している者である。

令和8年4月16日 提出

王滝村長 越原 道廣

令和8年4月 日 議決

王滝村議会議長 下出 謙介